

社会的養護の現状について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
			9,441世帯	3,560世帯	4,636人			
	区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人		ホーム数	223か所
		専門里親	652世帯	157世帯	209人			
		養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人			
		親族里親	477世帯	460世帯	674人			
					委託児童数	993人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

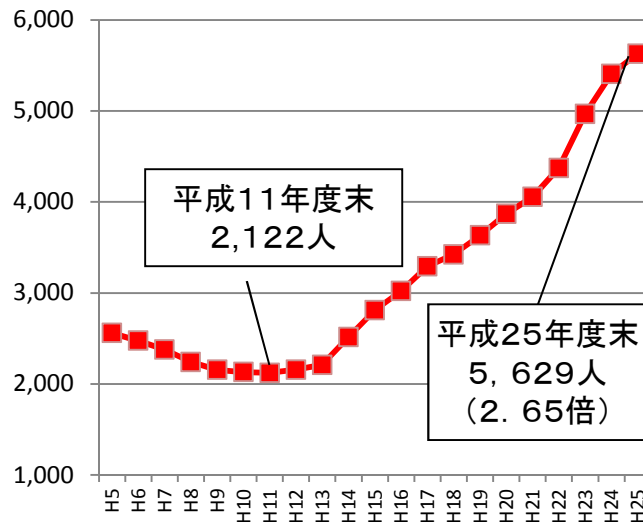
小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

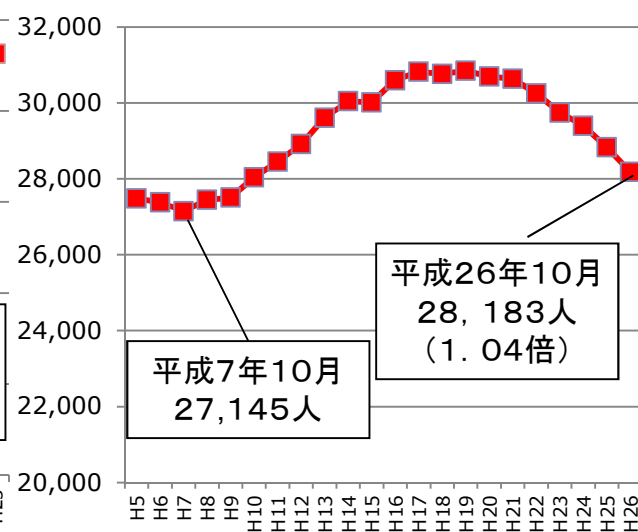
要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

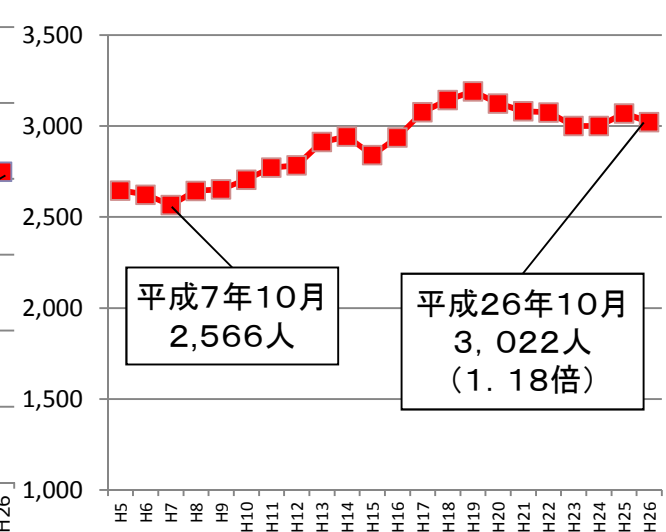
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

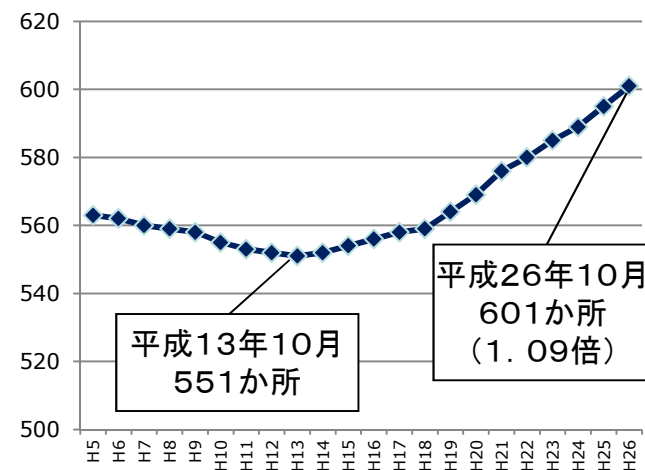


○ 乳児院の入所児童数

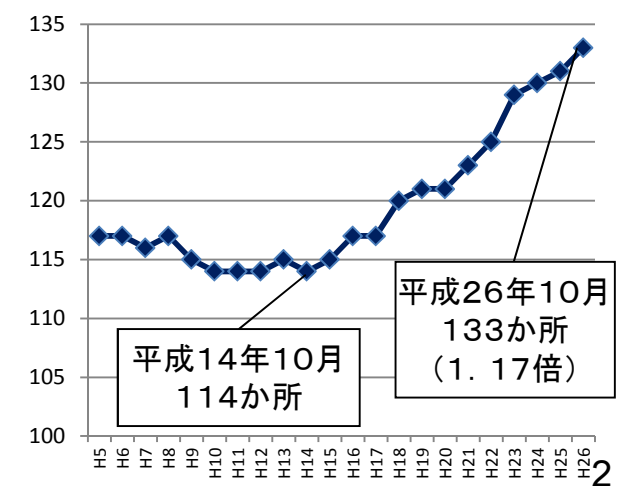


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



児童養護施設の児童の年齢、在籍期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

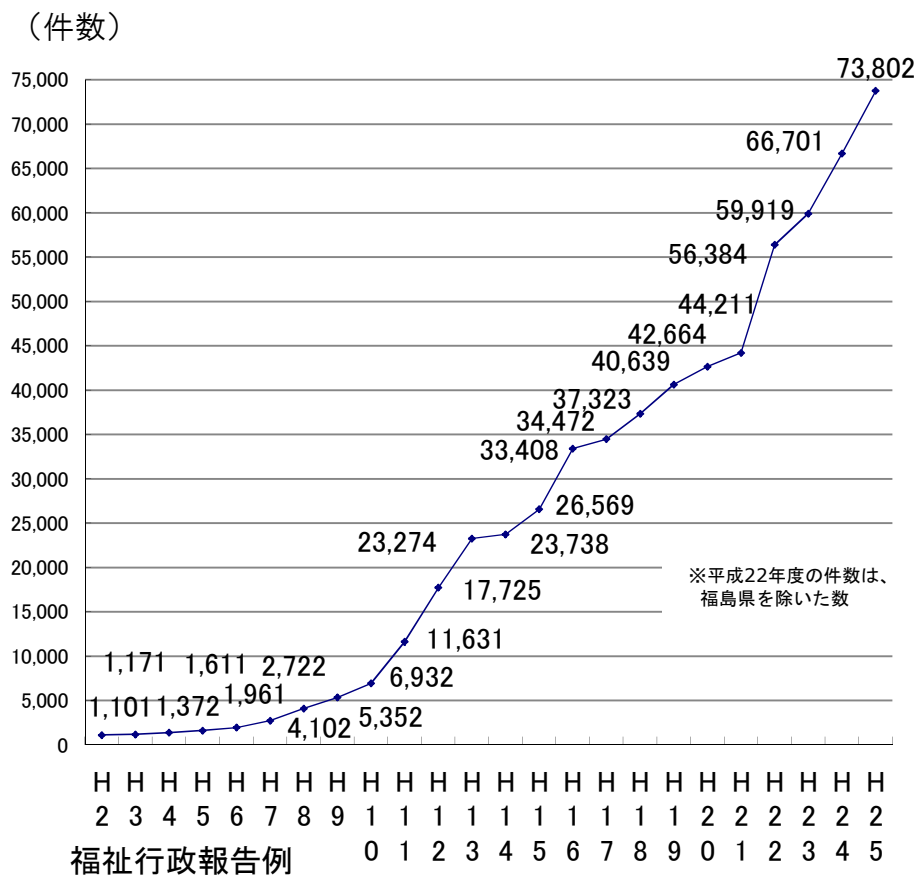
単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総 数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

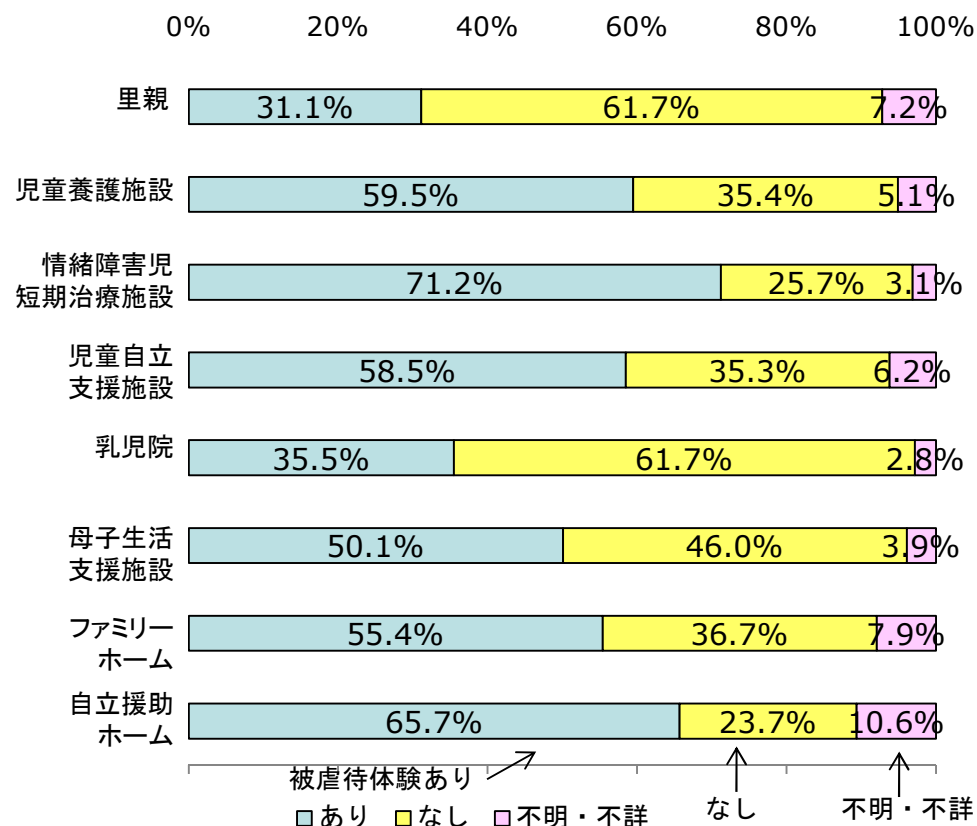
虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6.3倍に増加。



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。



里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

里親等委託率

・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13～19人)、小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合)
0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1(→4:1)
3歳以上4:1(→3:1)
3歳未満2:1

* ()は27年度予算案

601か所
定員33,579人
現員28,183人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所
定員3,872人、現員3,022人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直

26年度298か所→26年度目標300か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6～8人(乳児院は4～6人)

職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→
26年度目標800か所達成済(乳児院等を含む)

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5～6人

養育者及び補助者
合わせて3人

25年度223か所
→26年度目標
140か所達成済
→将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数 9,441世帯
うち養育里親 7,489世帯
専門里親 652世帯
養子縁組里親 2,706世帯
親族里親 477世帯

委託里親数 3,560世帯
委託児童数 4,636人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録800世帯

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援
26年度118か所
→26年度目標160か所

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

26年3月末 15.6% → 26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。6

自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・ 大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
 - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
 - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・ 身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

1 8 歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,861人（平成25年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

○進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
（参考）全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
（参考）全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児(単位:人)			2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
進学	高校等		2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	専修学校等		64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
就職			62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
その他			78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児(単位:人)			209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
進学	高校等		197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	専修学校等		4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
就職			3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
その他			5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
(参考)全中卒者(単位:千人)			1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
進学	高校等		1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	専修学校等		5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
就職			6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
その他			14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

			平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児(単位:人)			1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%
	進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%
		専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%
	就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%
	その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%
	里親委託児(単位:人)			175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人
	進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%
		専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%
	就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%
	その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%
	(参考)全高卒者(単位:千人)			1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人
	進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
		専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
	就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
	その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

6. 補助率

1/2

(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

7. その他

1か所当たり単価：14,400千円（平成26年度予算）

単価の内訳（国と地方を合わせた額）

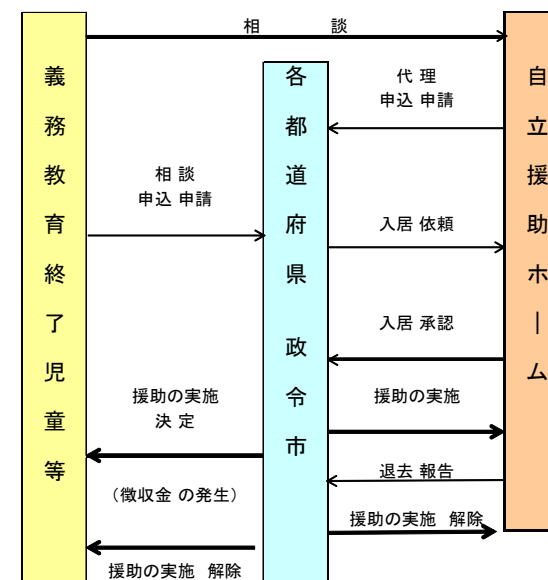
定員6人のホームのモデル

事務費月額保護単価約19万円

＋一般生活保護単価月額約1万円

20万円×6人×12月＝14,400千円

自立援助ホーム利用の流れ（イメージ）



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

・実績か所数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
か所数	73	82	99	113	118

※家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）

※子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）では、平成26年度までに160か所を目標としている。

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠 児童福祉法第44条の2

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 1/2 (国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

6. その他

補助単価（26年度（1か所当たり））

- ・ 常勤心理職配置の場合 12,660千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
- ・ 非常勤心理職配置の場合 9,263千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

実績か所数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
か所数	82	87	92	98	104

※家庭福祉課調べ
(各年度10月1日現在)

※子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)では、平成26年度までに120か所を目標としている。

退所児童等アフターケア事業について （児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する。

2. 補助単価（26年度（1か所当たり））

- ①退所児童等アフターケア事業 7,350千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,713千円

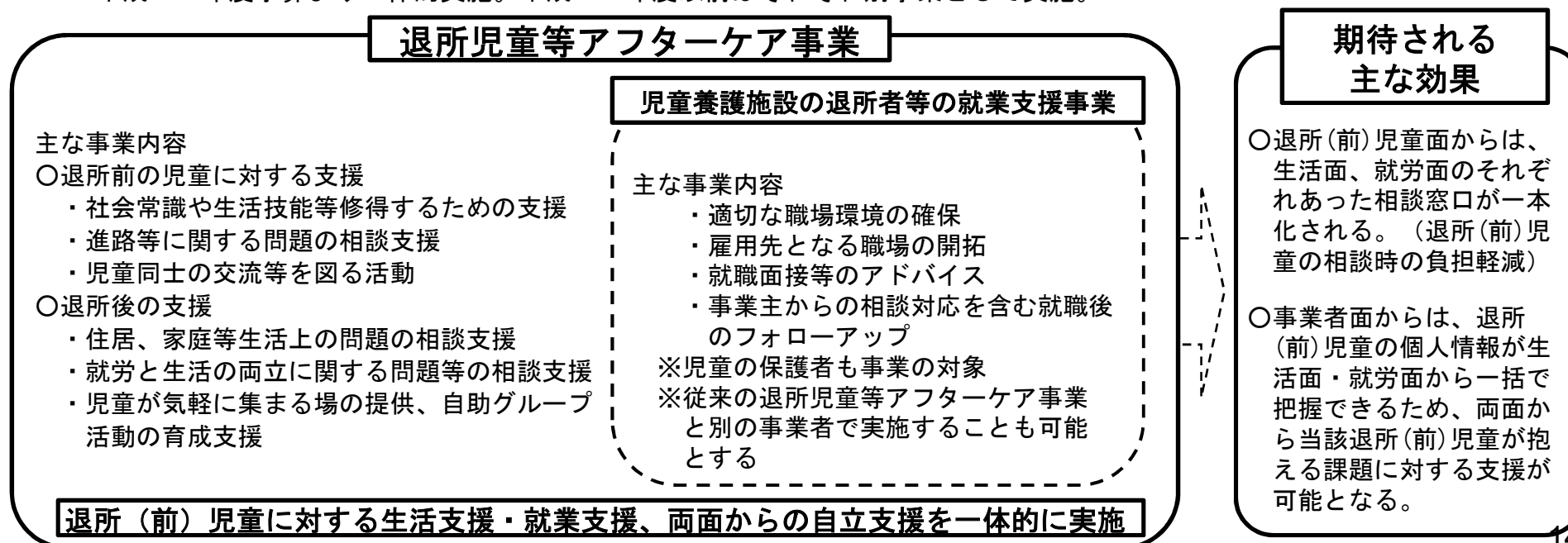
3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施

→平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。



退所児童等アフターケア事業実施状況 (平成26年10月) ※家庭福祉課調べ

	自治体名	事業所名	運営事業者		
			個人名又は団体名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業	ワーカーズコープ	NPO	生活支援及び就業支援
3	東京都	日向ぼっこ	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	NPO	生活支援
4	東京都	ゆずりは	子供の家	社会福祉法人	生活支援
5	東京都	株式会社 パソナグループ	株式会社 パソナグループ	その他の法人	就業支援
6	神奈川県	あすなろサポートステーション	白十字会林間学校	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
7	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
8	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	NPO	生活支援
9	滋賀県	びつつ・ゆにっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
10	大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
11	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
12	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
13	高知県	おひさま	社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
14	高知県	あおば	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
15	福岡県 福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える福岡の会	NPO	生活支援及び就業支援
16	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
17	札幌市	札幌市	札幌市	都道府県・市区町村	就業支援
18	横浜市	よこはま Port For	ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び就業支援
19	広島市	児童アフターケアひかり	社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
20	金沢市	金沢市	金沢市	都道府県・市区町村	生活支援及び就業支援

身元保証人確保対策支援事業について（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（26年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市
運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国 1／2、都道府県 1／4、一般市及び福祉事務所設置町村 1／4

職業指導員について

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（抄）（平成24. 4. 5雇児発0405第11号）

第5 職業指導員

1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

3 職業指導員の業務内容

- （1）児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- （2）実習、講習等による職業指導
- （3）入所児童の就職の支援
- （4）退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- （1）指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- （2）指導が必要となる対象児童が少ない場合
- （3）指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- （4）直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

○その他

- ・ 1か所当たり単価 年額約500万円 ※児童養護施設定員50名、値域区分6／100の場合
- ・ 実績か所数の推移（H24～）

	H24	H25	H26
か所数	12	27	44

※家庭福祉課調べ

措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。

		支弁される額（H26年度）
幼稚園費	実費	※平成21年度～
入進学支度費	小学校1年生：40,600円(年額/1人) 中学校1年生：47,400円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校：2,170円(月額/1人) 中学校：4,300円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
特別育成費	公立高校：22,910円(月額/1人) 私立高校：33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算：60,970円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)：56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象	
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生：21,190円(年額/1人) 中学校3年生：57,290円(年額/1人) 高等学校3年生：111,290円(年額/1人)	
就職・大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費：81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)：194,930円	
		合計276,190円

児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

事業内容

○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

○児童の今後の見通し

	総 数	保護者 のもと へ復帰	親類等の 家庭への 引き取り	自立まで 現在のまま で 養 育	養子縁組 又は里親・ ファミリーホーム委託	現 在 の ままでは 養育困難	その他	不 詳
里親委託児	4,534 100.0%	485 10.7%	55 1.2%	3,105 68.5%	578 12.7%	112 2.5%	191 4.2%	8 0.2%
養護施設児	29,979 100.0%	8,328 27.8%	499 1.7%	16,522 55.1%	395 1.3%	2,420 8.1%	1,756 5.9%	59 0.2%
情緒障害児	1,235 100.0%	547 44.3%	11 0.9%	238 19.3%	14 1.1%	96 7.8%	327 26.5%	2 0.2%
自立施設児	1,670 100.0%	997 59.7%	32 1.9%	206 12.3%	38 2.3%	53 3.2%	337 20.2%	7 0.4%
ファミリーホーム児	829 100.0%	158 19.1%	5 0.6%	580 70.0%	5 0.6%	31 3.7%	43 5.2%	7 0.8%
援助ホーム児	376 100.0%	24 6.4%	3 0.8%	303 80.6%	1 0.3%	23 6.1%	19 5.1%	3 0.8%

	総 数	保護者 のもと へ復帰	親類等の 家庭への 引き取り	現在の 乳児院 で養育	児童養護 施 設 へ	母子生活 支援施設へ	養子縁組 又は里親 委 託	その他	不 詳
乳児院児	3,141 100.0%	736 23.4%	29 0.9%	1,324 42.1%	621 19.7%	5 0.2%	266 8.5%	155 4.9%	11 0.3%

児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日)

施設の人員配置の課題と将来像

施設種別	従 来	現行 (24年度～)	「社会的養護の課題と 将来像」の目標水準 (27年度予算案)	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1. 7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児 <u>4:1</u> 小学生以上: <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> 小学生以上: <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1. 7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1. 3:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>	昭和57年

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項		事 業 内 容	平成27年度 予算案 (注1)	国分	地方分	(参考) 平成26年度 予算額
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195 (注3)	2,649	2,915
		社会的養護の充実	283	142	142	80
		育児休業中の経済的支援の強化	62	56 (注4)	6	64
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115	353
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	—
		・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	—
		・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298
年 金		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10
合 計			13,620	6,786	6,833	4,962

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全額内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策(抄)

子ども・子育て支援の充実

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施) (略)

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

- ・ 児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の 5.5 : 1 を 4 : 1 に引き上げる等の改善を行う。

- ・ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

- ・ 職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善（平均3%相当の改善）を行う。

(育児休業中の経済的支援の強化) (略)

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

① 項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ② 項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

平成25年6月19日成立／平成25年6月26日公布／平成26年1月17日施行

目 的

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成26年1月17日施行）

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規 8.0%)
- 子供の貧困率
16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90. 8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5. 3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32. 9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2. 5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46. 1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96. 6%、就職率 2. 1% / 高等学校等卒業後:進学率 22. 6%、就職率 69. 8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72. 3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93. 9%、就職率 0. 8% / 高等学校卒業後:進学率 41. 6%、就職率 33. 0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1, 008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37. 6%、中学校 82. 4% ※その他教育委員会等に1, 534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40. 0%、在学採用段階 100. 0% / 有利子:予約採用段階 100. 0%、在学採用段階 100. 0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80. 6% (正規 39. 4%、非正規 47. 4%) / 父子家庭の就業率 91. 3% (正規 67. 2%、非正規 8. 0%))
- 子供の貧困率 16. 3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54. 6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
/ 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援
/ 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

平成27年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護の充実

1,031億円 → 1,180億円

児童入所施設措置費等	: 1,076億円
児童虐待・DV対策等総合支援事業	: 47億円
次世代育成支援対策施設整備交付金	: 57億円 など

(1) 施設における家庭的養護の推進

○ 児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図るため、職員配置の改善（5.5：1→4：1等）や民間児童養護施設等の職員給与の改善を行う。

また、既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成を引き続き行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

＜社会保障の充実（社会的養護関係）＞

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の改善】

- ① 児童養護施設等の職員配置の改善（5.5：1→4：1等）
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする）
- ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善（平均＋3％相当）
- ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員（1名）の配置の推進（27年度から15年かけて全施設で実施）

〔児童入所施設措置費等〕

〔次世代育成支援対策施設整備交付金〕

○ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施【※子育て支援臨時特例交付金からの一部組み替え】

児童養護施設等における家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う（基準額：1施設当たり800万円等）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

(2) 里親委託の推進等

○ 里親支援機関事業の拡充【一部新規】

里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う。
また、新たに、里親登録されているが、児童を委託されていない里親（未委託里親）に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を実施し、里親委託の推進を図る（10か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 里親支援専門相談員の配置の推進

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

〔児童入所施設措置費等〕

(3) 被虐待児童等への支援の充実

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る。（101か所→106か所）
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増（20か所→27か所）を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る（33か所）。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕

○ 児童養護施設等入所児童に対する学習支援の実施【一部新規】

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等に対する学習支援（学習ボランティア等）
- ・ 高校生等に対する学習支援（学習塾代等）
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童に対する学習支援（個別学習指導）
（※中学生に対する学習支援は従前から対象となっている。）

〔児童入所施設措置費等〕

○ 就職支度費の支給対象の拡大【新規】

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

〔児童入所施設措置費等〕

○ 児童養護施設等の職員の人材確保対策

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

〔児童虐待・DV対策等総合支援事業〕31